資料3-1

国民健康保険料(税)水準の統一について

令和4年度 宮城県国民健康保険運営協議会 (第1回) 令和4年12月20日 宮城県保健福祉部国保医療課

将来的な国民健康保険料(税)水準の統一については、昨年度に開催した協議会において、 市町村との議論の概要や今後進めていくべき取組等について、御報告いたしました。 本日の協議会において、これまでの市町村との検討状況等について、御報告いたします。

- ○【参考】令和3年度国民健康保険運営協議会(第2回)資料(R4.2.9)
 保険料(税)水準の統一について(今後の統一の進め方及びスケジュール)
- ○本県における保険料(税)水準の統一に向けた進め方
 - ① 完全統一に向けた課題の整理・検討を行っていく。
 - ② 令和4年度までに統一の方向性(統一パターン),統一可能な項目及び(仮)目標年度を決定の上,取組内容や取組時期を具体的に記載した「保険料(税)水準の統一化に向けた工程表(ロードマップ)」を策定する。
 - ③ 上記①・②により、統一が可能なものから順次実施していく。

○令和4年度スケジュール

令和4年4月~ 各部会(※)における議論・検討

国保運営連携会議における協議

令和4年11月頃 工程表(ロードマップ)素案提示

令和4年12月頃 国保運営協議会において検討状況の報告

令和5年1月 国保運営連携会議における協議・決定

令和5年2月 国保運営協議会において審議

令和5年3月 工程表(ロードマップ)策定

~ 以降,引き続き議論・検討 → 統一可能なものから順次実施

(※) 各部会

○ 財政部会

○ 事務処理標準化部会

〇 収納対策部会

参 考 資 料

国における保険料水準の統一に向けた考え方

出典:厚生労働省資料(R4.3.2:全国国保主管課(部)長会議から抜粋)

保険料水準の統一に向けた議論の継続

- 令和 2 年度は,国保運営方針の改定に伴い,各都道府県と市町村の間で,将来的な保険料水準の統一に向けて,具体的 な議論を進めていただいた。
 - ⇒ 令和3年度以降も引き続き、改定後の国保運営方針に沿って、都道府県・市町村間で首長レベルや事務レベルでの議論を計画的・継続的に進めていただき、次期国保運営方針改定を待つことなく、課題の解決に向けた取組を進めていただきたい。
- 保険料水準の統一に向けては、都道府県ごとに、統一の定義やそれに対する課題、課題を解決するための取組、その期間等について検討することが必要。
 - ⇒ 都道府県と市町村の間で, **課題や取組の工程を整理したロードマップ・工程表等を作成・議論いただき, それに基づ** き取組を進めていただきたい。

先進・優良事例の横展開

- 都道府県ごとに統一にあたり直面する課題も様々であり、議論の進め方や各課題の解決方法等,地域の実情に合わせ, それぞれ工夫しながら進めていただいている状況。
 - ⇒ 国として、引き続き、各都道府県の状況を把握しつつ、議論の進め方や課題の解決方法等について好事例の展開や、 実務担当者での議論の場の開催等を実施予定。各都道府県において、そうした情報も参考にしながら、議論や取組を継続いただきたい。

◎ 【参考】 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

出典:厚生労働省資料(R4.8.8:都道府県ブロック会議から抜粋)

(令和3年法律第66号)

「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、<u>現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、所要の改正を行う。</u>

改正の概要

1. 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し

(1)後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上(※)であるものについて、窓口負担割合を2割とする。
※課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上)。政令で規定。
※長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間、1ヶ月の負担増を最大でも3,000円とする措置については、政令で規定。

(2)傷病手当金の支給期間の通算化 【健康保険法、船員保険法】

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

(3)任意継続被保険者制度の見直し【健康保険法、船員保険法】

任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

<u>2. 子ども・子育て支援の拡充</u>

(1) 育児休業中の保険料の免除要件の見直し【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法等】

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

(2)子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入 【国民健康保険法、地方税法】

国民健康保険の保険料(税)について、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。

3. 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進(予防・健康づくり・重症化予防の強化)

- ○保健事業における健診情報等の活用促進 【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 等】
 - ① 労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。
 - ② 健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする。

4. その他

- (2)都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける。【国民健康保険法】
- (3)医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

施行期日

令和4年1月1日(ただし、1(1)は令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日、2(1)は令和4年10月1日、

2(2)及び4(1)は令和4年4月1日、4(2)は令和6年4月1日、4(3)は一部を除き公布の日(令和3年6月11日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

2

4(1)・(2) 国民健康保険制度の取組強化

出典:厚生労働省資料(R4.8.8:都道府県ブロック会議から抜粋)

1. 現状及び見直しの趣旨

- 国民健康保険制度は、現在、平成30年度改革が概ね順調に実施されている。引き続き、財政運営の安定化を図りつつ、「財政運営の都道府県単位化」の趣旨の深化を図るため、国保運営方針に基づき、都道府県と市町村の役割分担の下、更なる取組を推進することが必要。
- 特に今後の課題として、法定外繰入等の解消や保険料水準の統一の議論等を進めることが重要。
- このため、以下の見直し内容について、法改正を含め対応を行う。

2. 見直し内容

- 法定外繰入等の解消や保険料水準の統一に向けた議論について、その取組を推進する観点から、都道府県 国保運営方針に記載して進める旨を位置づける。
- 都道府県の財政調整機能の更なる強化の観点から、財政安定化基金に年度間の財政調整機能を付与する。 これにより、剰余金が生じた際に積み立て、急激な医療費の上昇時などに納付金の上昇幅を抑えるなど、複数 年での保険料の平準化に資する財政調整を可能とする。

【施行時期】 国保運営方針:令和6年4月 財政安定化基金:令和4年4月